

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引の相手方に関する選定基準」中一部
改正

- 別表を横線のとおり改める。

	イ. 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会および労働金庫連合会	ロ. 外国銀行支店	ハ. 金融商品取引業者（外国金融商品取引業者においては、在日拠点全体の合算額で判断する）	ニ. 資金清算機関および金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条に定める金融商品債務引受業を行う金融商品取引所を含む。）	ホ. 銀行協会
信用力	<p>（申出者が既に初回の決算を行っている場合）</p> <p>（1）申出者につき、当該先が属する業態にかかる各業法に基づき算出された連結および単体自己資本比率が、直前の決算（中間決算を含む。本欄において以下同じ。）期末において、国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier 1比率4.5%以上^{（注1）}、Tier 1比率6%以上^{（注2）}および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。</p> <p>（2）申出者の親会社銀行持株会社である場合には、（1）に加え、銀行持株会社の連結自己資本比率が、直前の決算期末において、第一基準国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier 1比率4.5%以上^{（注1）}、Tier 1比率6%以上^{（注2）}および総自己資本比率8%以上、第二基準国内基準が適用される先については4%以上であること。</p> <p>（3）（1）または（2）の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、または流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>	<p>（申出者を有する外国銀行が既に初回の決算を行っている場合）</p> <p>当座預金取引の開始を申出た外国銀行支店（本欄において以下「申出者」という。）を有する外国銀行につき、その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」（1988年7月バーゼル銀行監督委員会）または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（2004年6月バーゼル銀行監督委員会）に基づき定められた規制であって当該外国銀行が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率（当該母国において該当する規制が存在しない場合には、銀行法に準じて当該外国銀行にかかる自己資本比率を算出させ、その値を利用できる。本欄において以下「自己資本比率」という。）が、直前の決算（中間決算を含む。）期末において、8%以上であること。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、または流動性リスク管理が適切でないと思われる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>	<p>（申出者が既に初回の決算を行っている場合）</p> <p>（1）申出者につき、金融商品取引法に基づき算出された自己資本規制比率が、直前の決算（中間決算を含む。本欄において以下同じ。）期末において、200%以上であって、かつ直前の決算における営業損益（年度決算においては、下半期の値とする。本欄において以下同じ。）の値が正であること。</p> <p>（2）申出者が特別金融商品取引業者である場合には、（1）に加え、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年金融庁告示第128号）に基づき算出された連結自己資本規制比率が、直前の決算期末において、200%以上であって、かつ直前の決算における当該申出者およびその子会社等にかかる連結営業損益の値が正であること。</p> <p>（3）申出者が特別金融商品取引業者であって、その親会社が最終指定親会社である場合には、（1）および（2）に加え、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」（平成22年金融庁告示第130号。本欄において以下「川上連結告示」という。）第2条および第3条に基づき算出された連結自己資本規制比率が、直前の決算期末において、普通株式等Tier 1比率4.5%以上^{（注1）}、Tier 1比率6%以上^{（注2）}および総自己資本規制比率8%以上であること、流動性リスク管理について日本銀行が適切と認めること、かつ直前の決算における当該申出者の親会社およびその子会社等にかかる連結営業損益（本欄において以下「川上連結営業損益」という。）の値が正であること。</p> <p>（4）川上連結告示第4条に基づき算出された連結自己資本規制比率が200%以上であり、かつ直前の決算における当該申出者の川上連結営業損益の値が正であるときは、（3）の要件を満たすものとみなす。</p>	略（不変）	略（不変）

		<p>(1) 当座預金取引の開始を申出た外国銀行支店(本欄において以下「申出者」という。)を有する外国銀行につき、その母国において「バーゼル III:より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(2010年12月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける場合、当該規制により算出された自己資本比率が直前の決算(中間決算を含む。)期末において、普通株式等Tier 1比率4.5%以上^(注1)、Tier 1比率6%以上^(注2)および総自己資本比率8%以上であること。</p> <p>(2) 申出者を有する外国銀行につき、その母国において「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月バーゼル銀行監督委員会)または「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組」(2004年6月バーゼル銀行監督委員会)に基づき定められた規制の適用を受ける場合、当該外国銀行が現に適用を受けるものにより算出された自己資本比率が直前の決算(中間決算を含む。)期末において、8%以上であること。</p> <p>(3) 申出者を有する外国銀行につき、その母国において(1)または(2)に定める規制が存在しない場合には、銀行法に準じて算出された当該外国銀行にかかる自己資本比率が直前の決算(中間決算を含む。)期末において、普通株式等Tier 1比率4.5%以上^(注1)、Tier 1比率6%以上^(注2)および総自己資本比率8%以上であること。</p> <p>(4) 申出者が(1)、(2)または(3)の要件を充足している場合であっても、その水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>	<p>(5) (1)、(2)または(3)の要件を充足している場合であっても、各項が定める自己資本規制比率または営業損益の水準が一時的なものであると認められるとき、当該直前の決算期末以降の状況変化により信用力に問題が生じているとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> <p>(6) (1)または(2)において、直前の決算における営業損益の値が正でない場合であっても、申出者を支配している会社(申出者の議決権の過半数を實質的に所有している会社または議決権の所有割合が50%以下であっても、高い比率の議決権を有しており、かつ、申出者の意思決定機関を支配している会社をいう。本欄において以下「支配会社」という。)が日本銀行に対し、取引開始後営業損益の値が安定的に正となるまでの間、(1)または(2)に定める自己資本規制比率を常に200%以上に維持する旨(本欄において以下「自己資本規制比率維持」という。)を約したときは、当該営業損益の値が正であるとみなす。</p> <p>但し、当該支配会社の信用力に問題がある場合にはこの取扱いを行なわない。</p> <p>(7) (1)または(2)において、直前の決算期末における自己資本規制比率が150%以上200%未満の場合であっても、直前の月末における自己資本規制比率が200%以上であって、その支配会社が自己資本規制比率維持を約したときは、当該直前の決算期末における自己資本規制比率が200%以上であるとみなす。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該支配会社の信用力に問題がある場合はこの取扱いを行なわない。</p> <p>(8) (1)において、直前の決算期末における自己資本規制比率が150%以上200%未満の場合であっても、申出者が外国金融商品取引業者であって、その支配会社が日本銀行に対し、申出者が日本銀行に対して負う一切の債務を保証する旨(本欄において以下「債務保証」という。)を約したときは、当該直前の決算期末における自己資本規制比率が200%以上であるとみなす。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該支配会社の信用力に問題があるときまたは(6)の取扱いを行うときはこの取扱いを行なわない。</p>		
--	--	--	--	--	--

	<p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>(1) 申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の連結および単体自己資本比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier1比率4.5%以上^(注1)、Tier1比率6%以上^(注2)および総自己資本比率8%以上、国内基準が適用される先については4%以上であること。</p> <p>(2) 申出者の親会社銀行持株会社である場合には、(1)に加え、申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の銀行持株会社の連結自己資本比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に、第一基準国際統一基準が適用される先については普通株式等Tier1比率4.5%以上^(注1)、Tier1比率6%以上^(注2)および総自己資本比率8%以上、第二基準国内基準が適用される先については4%以上であること。</p> <p>(3) (1)または(2)の要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>	<p>(申出者を有する外国銀行が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の自己資本比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に8%以上であること(1)、(2)または(3)の要件を充足していること。</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p>	<p>(申出者が新たに営業を開始しようとする場合または初回の決算を行っていない場合)</p> <p>申出者が提出する開業後3年間の決算(年度決算に限る。)期末の自己資本規制比率の見込み計数が、各決算(年度決算に限る。)期末毎に(1)、(2)または(3)の要件を充足しており、かつその支配会社が自己資本規制比率維持を約すること(当該支配会社の信用力に問題がある場合には要件を満たすものとして取扱わない。)</p> <p>但し、申出者がこの要件を充足している場合であっても、当該見込み計数が確実でないと認められるとき、または流動性リスク管理が適切でないとみられる等その他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときは、要件を満たすものとして取扱わない。</p> <p>(申出者が金融商品取引業者(外国金融商品取引業者を除く。)であって、組織再編により外国金融商品取引業者の在日拠点の事業の全部を承継する場合)</p> <p>外国金融商品取引業者が日本銀行の既存の当座預金取引先(その支配会社が日本銀行に対し債務保証を約しているものに限る。本欄において以下「特定当座預金取引先」という。)であり、かつ、上記2.に定める組織再編後の申出者の営業、資産および負債の内容(本欄において以下「営業の内容等」という。)が特定当座預金取引先の営業の内容等と同視しようと日本銀行が判断した場合には、申出者が初回の決算(中間決算を含む。)を行っているか否かにかかわらず、特定当座預金取引先の決算(中間決算を含む。)を申出者が行ったものとみなし、特定当座預金取引先の自己資本規制比率および営業損益の値を申出者の自己資本規制比率および営業損益の値とみなす。</p>		
<p>集中決済制度の安定性および効率性</p> <p>市場プレゼンス</p>	<p>略(不変)</p>	<p>略(不変)</p>	<p>略(不変)</p>	<p>略(不変)</p>	<p>略(不変)</p>

(注1) 但し、2013年3月31日から2014年3月30日までの間は3.5%以上、2014年3月31日から2015年3月30日までの間は4%以上とする。

(注2) 但し、2013年3月31日から2014年3月30日までの間は4.5%以上、2014年3月31日から2015年3月30日までの間は5.5%以上とする。